



香川県で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認

平成30年1月11日、香川県さぬき市で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

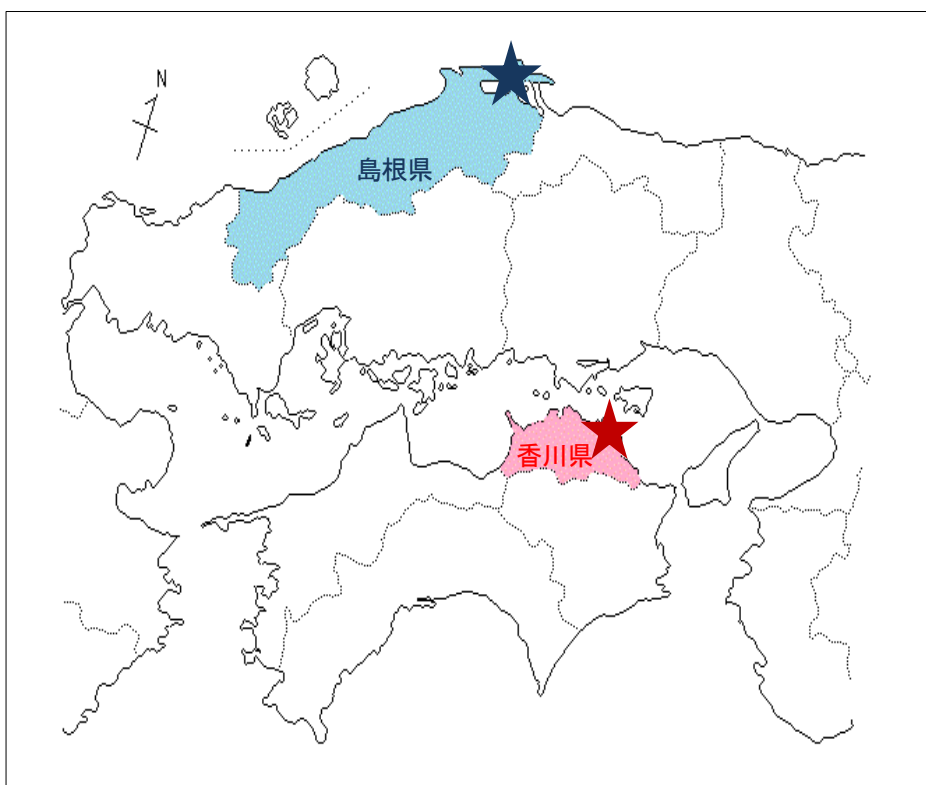
当該農場及び関連農場で飼養されている肉用鶏が合計約9万羽、疑似患畜として処分されます。

また、国内の野鳥においても、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されており、厳重な注意が必要です。

家きんを飼養している皆様は、飼養衛生管理基準を守り、本病の侵入防止対策を徹底してください。

また、本病を疑う家きんを発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

平成29-30シーズン高病原性鳥インフルエンザの発生状況



★ 島根県松江市
野鳥での確認
7羽

★ 香川県さぬき市
鶏での発生

飼養衛生管理基準の要点

- 1 伝染病の発生予防やまん延防止に関する最新の情報を把握する
- 2 衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界がわかるようにする
- 3 衛生管理区域内に関係者以外の立ち入りを禁止し、衛生管理区域専用の衣服や靴を設置するなど病原体の持込み防止に努める
- 4 家きん舎の屋根、壁面及び防鳥ネットに破損がある場合は、速やかに修繕するなど野生動物の侵入防止に努める
- 5 家きん舎及び器具を清掃又は消毒し、衛生管理区域の衛生状態を確保する
- 6 家きんに異状が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報する
- 7 埋却地を準備する
- 8 衛生管理区域に立入った者に関する記録や家きんに関する記録を作成し、保管する
- 9 大規模養鶏場にあつては、担当獣医師を定め、家きんの健康管理について、定期的に指導を受ける

家きんに異状が見られたら

青森家畜保健衛生所にご連絡ください

電話：017-764-1744

FAX：017-728-0335

夜間・休日：090-2274-0474

